

今後必要な手当て等（項目）		（取りまとめ本文）	対応	
1	消費者の利便性の確保等の観点	<p>規制緩和の推進は、経済の活性化、国民生活の多様化、利便性の向上などの面で重要である。特に、酒類は国民の消費生活に関係の深い飲料であり、消費者重視の観点から、今後も規制緩和を着実に進めていくことが必要である。</p>	<p>【人口基準】の廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・酒類小売業免許に係る「人口基準」について、「規制緩和推進3か年計画」（平成10年3月閣議決定）に基づき、段階的緩和を経て、廃止（15年9月1日）。</li> <li>・これに伴い、15年9月1日から30日までの「抽選対象申請期間」において、下記の「緊急調整地域」を除く全国で、前年度を約6千件上回る19,970件の申請。厳正・的確に審査・処理中。</li> </ul>	
	（規制緩和・新規参入に係る「地域」の状況の考慮）	<p>参入可能な免許枠があっても希望者がいない飽和状態と考えられる地域も存在する。一方で、新規参入希望が依然として多い地域がある。このように地域ごとに大きな違いがあり、規制緩和、新規参入を考える上で「地域」の状況を踏まえる必要がある。</p> <p>また、未成年者飲酒問題対策で販売管理を考える際にも、これが地域内での過度の競争との関わりで考える必要がある。</p> <p>更に、最近の商店街の衰退に見られるような地域住民の生活に密着した酒販店の急激な退出による弊害にも一定の配慮が必要である。</p>	<p>【緊急調整地域】の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・15年4月に、「規制緩和の進展に伴い多数の酒類小売業者の経営が困難となる等の急激な社会経済状況の変化が生じている現状に鑑み、緊急調整地域における酒類小売業免許の付与を制限すること等により、規制緩和の円滑な推進に資すること」を目的とする「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」（緊急措置法）が成立、同年7月施行。</li> <li>・同法に基づき、15年8月27日に、全国3,383の小売販売地域（原則：市区町村単位）のうち、922地域（約27%）を「緊急調整地域」に指定し、15年9月1日から1年間の一般酒類小売業免許の付与を制限。</li> </ul> <p>【緊急調整地域の指定要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①その地域において酒類の需要に対してその供給能力が著しく過剰であること（免許の付与等があり、かつ、直近年度の地域一酒類小売販売場当たりの平均小売販売数量が、その前3年間の平均値の90%以下に減少していること）</li> <li>②その地域に存する酒類小売販売場のうち酒類の販売数量の減少が著しいこと等により酒類の販売の継続が困難な酒類小売販売場（直近年度の酒類小売販売数量が、その前3年間の平均値の90%以下に減少している酒類小売販売場）の占める割合が著しく高い（2分の1超である）こと</li> <li>③その地域に存する酒類小売販売場の過半数について、経営改善計画が酒類小売業者から提出されていること</li> </ol>	
2	消費者ニーズ、情報の提供、飲酒教育等の観点	a（小売業者による消費者への的確な情報提供、消費者ニーズの把握及び対応）	<p>小売業者は、商品知識を身につけ、品質の維持、安心の観点から消費者利益の増進を図るとともに、これらの情報を消費者に的確に提供することが必要である。</p> <p>また、酒類を求める消費者のニーズは、価格をはじめ、品揃え、配達、情報、開業時間と様々である。小売業者においては、商圏の広域化、高度情報化などの変化に対応するとともに、自己の地域・商圏の消費者ニーズを的確に把握し、これに応えていく必要がある。</p>	<p>・酒類総合研究所と協力し、酒類に関する歴史、製造方法、保存管理上の注意等をまとめた「お酒の商品知識等」を作成（15年7月）し、「酒類販売管理研修」で活用中（酒類総合研究所のホームページにも掲載中）。</p>
		b（製造者による消費者への情報提供）	<p>製造者においては、酒類の飲料としての安全性に万全を期することは当然であるが、消費者のニーズに適切に応え得るような商品の品質・特色などの情報を、ラベル表示を含め多様な手段により、直接に又は小売業者を通じ積極的に消費者へ提供することにより、消費者の的確な商品選択に資することが重要である。</p>	<p>・「清酒の製法品質表示基準」を改正（15年10月31日国税庁長官告示第10号）</p> <p>【主な改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定名称酒（吟醸酒、純米酒、本醸造酒）の製法品質の要件について、純米酒の「精米歩合」の要件を削除し、特定名称酒に「こうじ米の使用割合」の要件を追加</li> <li>・特定名称酒に「精米歩合」の表示を義務付け</li> <li>・特定名称酒以外の清酒に「特定名称に類似する用語」を表示することを禁止</li> </ul> <p>・表示基準が定められていない焼酎甲類について、原材料名等の「表示基準」の制定に向けた業界の検討を支援中。</p> <p>【現在表示基準が定められているもの】 （長官告示）清酒、（公正競争規約）ビール、輸入ビール、ウイスキー、輸入ウイスキー、しょうちゅう乙類、泡盛、（自主基準）みりん、合成清酒、国産果実酒</p>
	a（TVコマーシャル等におけるマナー広告の実施）	<p>商品情報の提供が消費者とのコミュニケーションの有効な手段として充実されるべきであり、TVコマーシャルについてはマナー広告の実施、ラベルやパンフレット等については更なる表示の適正化、また、製造者から小売業者への情報の適切な提供等について十分な配慮が求められる。</p>	<p>・マナー広告の実施について、ビール業界等に対し検討を要請中。</p>	
	b（ラベルやパンフレット等における更なる表示の適正化等）		<p>・酒類業者を対象とする表示法等に関する研修会の実施について、公取委と協議中。</p> <p>・低アルコールのリキュール類等と清涼飲料の誤認防止のため、酒類業界が自主的に容器に表示している「酒マーク」については、製品カタログ、店頭POPへの表示も行い、更なる周知を継続中。</p>	
	ハ（アルコールが身体に与える影響等の適切な情報の提供による啓発の充実など飲酒教育の充実）	<p>未成年者を含む国民全般に対して、後述する販売管理体制の整備に加え、アルコールが身体に与える影響等の適切な情報の提供による啓発の充実など飲酒教育の充実を図ることが必要である。</p> <p>特に、未成年者に対しては、未成年者の飲酒が法律で禁止されていることだけにとらわれない幅広い観点からの啓蒙を行うべきである。</p>	<p>・酒類の適正な販売管理について、以下の媒体を用いて広報活動を実施（平成15年8月～10月）。</p> <p>【広報番組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税庁提供のテレビ番組「ご存知ですか～暮らしの税情報～（日本テレビ）」</li> <li>・国税庁提供のラジオ番組「幸田健三・あなたのための税金相談（TBSラジオ）」</li> <li>・政府広報（新聞記事下、新聞折込（にっぽんNOW）、CS朝日ニュースター、Eテレ携帯端末）</li> </ul> <p>・未成年者用パンフレット（未成年者飲酒防止）及び税務関係民間団体の研修会等用のパンフレット（適正飲酒、未成年者飲酒防止（保護者向け））を作成。また、（社）アルコール健康医学協会、酒類業界等作成の関係資料（適正飲酒、アルコール依存症、未成年者飲酒防止関係）の紹介用パンフレットの作成、保健所、学校、図書館、役場、警察署等への配付について検討中。</p> <p>・地方版「関係省庁等連絡協議会」の設置等、地方公共団体との連携協力の強化について、事務運営指針を発送（15年7月1日）。</p> <p>・酒類小売業者に対しては、酒類販売管理研修において、「酒類と健康等」との関係について指導・啓発中。</p>	

「懇談会取りまとめ」における「今後必要な手当て等」への対応状況

今後必要な手当て等（項目）	（取りまとめ本文）	対 応
3 公正取引の観点 イ (独占禁止法に基づく調査・警告の実効性等) ロ (独占禁止法に関わる違反行為に対するペナルティのあり方等必要な手当ての検討)	酒類業が健全に発達するためには、自由かつ公正な取引の実現が不可欠であり、酒類業者は独占禁止法、公正取引委員会の酒類ガイドライン及び国税庁の指針の遵守について一層の取組みを行うべきである。現状では国税庁による取引実態調査により是正を指導しているほか、公正取引委員会の調査による注意・警告が行われているが、実効性が弱いとの指摘もある。 不当販売、差別対価等のおそれがあると思われる取引の存在と、そのことが酒類業界全体ひいては消費者利益にも反すること（公正な取引の確保は、消費者の商品選択の自由を保障するものである）となる点を認識し、公正取引への取組みの必要性をより啓発するとともに、実効性確保の観点から、独占禁止法に関わる違反行為に対するペナルティのあり方等必要な手当てを検討すべきである。	「措置請求規定」の創設 ・「緊急措置法」により、「国税局長又は税務署長が、酒類販売業者の取引に関し、独禁法第2条第9項に規定する不公正な取引方法に該当する事実があると認料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる」旨の「措置請求規定」が創設。 ・上記を受け、「措置請求マニュアル」を定め、「不当販売」及び「差別対価」を重点対象として取組中。
4 酒税確保の観点 イ a (人的・設備要件を満たす者に係る免許付与) b (特殊酒類小売業免許の簡素合理化)	酒類製造・卸売業者については、現在進められている各社毎の社内基準の整備を踏まえ、各企業で不当なレポートの供与・差別的な取扱いを行わない旨を公式に表明し、毎年その結果及び評価を自主的に公表するなどにより透明性を高めその実効性を担保すべきである。 消費者利便の更なる向上等の見地から、今後の酒類小売業免許の運用において、原則として、人的・設備要件を満たせば小売業への新規参入を認めることが適当である。 特殊酒類小売業免許などを受けている者からの条件緩和希望も多いが、この点は社会的要請を満たした上で一層の緩和と制度の簡素合理化を進める必要がある。	「酒類の取引条件等の策定及び取引先への提示義務」の創設 ・「緊急措置法」により、「酒類製造業者及び酒類卸売業者は、酒類の取引条件等を定めるとともに、これを取引先酒類販売業者等に提示するよう努めなければならない」旨の規定が創設。 ・上記を受け、酒類業者自身による自主的な「公正取引遵守宣言」の発出や「自己点検評価」の実施、及びその結果の自主的公表の促進について、事務運営指針を発遣（15年7月1日）し、関係業界を指導・啓発中。また、取引実態調査を一層の充実するとともに、公正取引委員会との連携強化に向け取組中。 ・酒税法に追加した「未成年者飲酒禁止法」、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」違反の有無等の「人的要件」や、滞納、欠損等の場合の判定を明確化した「経営基礎要件」等について、厳正・的確な審査を行い、要件を満たす場合には免許を付与。 ・特殊酒類小売業免許から一般酒類小売業免許への条件緩和について、人的要件等を満たしていれば、緊急調整地域を除き、原則として認めることとする一方、一般酒類小売業免許者と同様、酒類販売管理者の選任義務、研修の受講義務を果たす必要があることを明確化（15年7月1日）。 ・輸入品売場における輸入酒類の小売業免許の取扱いの廃止、通信販売酒類小売業免許に係る販売する酒類の範囲について個別銘柄を免許条件としないこととする等の簡素・合理化を、法令解釈通達を改正（15年9月1日適用）し実施。他方、通信販売酒類小売業免許に関しては、「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」の改正により、通信販売の申込画面・書面等への年齢記載欄の設置等を義務付け（15年9月1日）。
ロ c (事後的是正のための臨時的需給調整措置の検討)	あまりに急激・過度の参入が続くことにより、多数の小売業者の経営が大きく損なわれれば、酒税の回収確保上の問題が発生するおそれも生じかねない。そのため、例えば、必要最小限の対処措置として、酒類市場を継続的にモニタリングし、地域や期間を限定した上で、事後的に是正のための臨時的需給調整措置を検討する必要がある。	「緊急調整地域」の指定（再掲） ・15年4月に、「規制緩和の進展に伴い多数の酒類小売業者の経営が困難となる等の急激な社会経済状況の変化が生じている現状に鑑み、緊急調整地域における酒類小売業免許の付与を制限すること等により、規制緩和の円滑な推進に資することを目的とする「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」（緊急措置法）が成立、同年7月施行。 ・同法に基づき、15年8月27日に、全国3,383の小売販売地域（原則：市区町村単位）のうち、922地域（約27%）を「緊急調整地域」に指定し、15年9月1日から1年間の一般酒類小売業免許の付与を制限。 【緊急調整地域の指定要件】 ①その地域において酒類の需要に対してその供給能力が著しく過剰であること（免許の付与等があり、かつ、直近年度の地域一酒類小売販売場当りの平均小売販売数量が、その前3年間の平均値の90%以下に減少していること） ②その地域に存する酒類小売販売場のうちに酒類の販売数量の減少が著しいこと等により酒類の販売業の継続が困難な酒類小売販売場（直近年度の酒類小売販売数量が、その前3年間の平均値の90%以下に減少がしている酒類小売販売場）の占める割合が著しく高い（2分の1超である）こと ③その地域に存する酒類小売販売場の過半数について、経営改善計画が酒類小売業者から提出されていること

「懇談会取りまとめ」における「今後必要な手当て等」への対応状況

今後必要な手当て等（項目）	（取りまとめ本文）	対 応
5) 販売管理等の観点（8つの手当て）	1) 販売管理上の要件整備 a) 売場での酒類と他の商品の完全な分離・陳列	<p>【酒類の陳列場所における表示基準】の創設等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」を改正し、酒類と他の商品を分離・明確に区分して陳列し、当該陳列場所に「酒類の売場である」旨及び「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨を表示することを新たに義務付け（15年9月1日）。</li> <li>・上記基準の遵守を確保するため、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」（酒類業組合法）を改正し、第86条の7の「酒類の表示に関する命令」を、表示基準に係る「全体命令」から、表示基準のうちの「重要基準」に係る「個別命令」に改め機動的・弾力的運用を可能とした（15年9月1日施行）上で、「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」のうち大半の事項を「重要基準」として告示。（15年12月19日国税庁告示第15号）</li> <li>・上記基準を遵守しない者に対する「指示」又は「命令」に際しての事務の透明性・公平性を確保するための「事務マニュアル」を作成中。</li> </ul>
	b) i) 適切に販売管理を行える者の配置	<p>【酒類販売管理者】の選任・研修受講義務の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・酒類業組合法を改正し、新たに、酒類販売管理者制度を創設し、以下の事項を義務付け（15年9月1日施行）。</li> </ul> <p>【酒類販売管理者】（組合法第86条の9）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①酒類小売業者は、小売販売場ごとに、酒類の販売に従事する者の中から、酒類販売管理者を選任し、酒類小売業者、使用人その他の従事者に対し法令の規定を遵守した酒類の販売業務を実施するため必要な助言又は指導を行わせること</li> <li>②未成年者、又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人、酒税法第10条の免許拒否要件に該当する者は、酒類販売管理者に選任できないこと</li> <li>③酒類小売業者は酒類販売管理者の助言を尊重するとともに、使用人その他の従業者は酒類販売管理者の指導に従うこと</li> <li>④酒類小売業者は、酒類販売管理者の選任・解任から2週間以内に財務大臣（税務署長）に対し届出を行うこと</li> <li>⑤酒類小売業者は、酒類販売管理者の選任から3ヶ月以内に「酒類の販売業務に関する研修」（酒類販売管理研修）を受講させるよう努めること</li> <li>⑥財務大臣（税務署長）は不適当と認められた酒類販売管理者の解任を勧告できること</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢確認の徹底等の未成年者飲酒防止等の推進、特に、コンビニエンス・ストア等未成年者の利用が多い販売場における防犯カメラの設置等の未成年者飲酒防止対策等に資する措置の検討・実施について、事務運営指針を発遣（15年11月7日）し、新規免許付与等の際に指導中。また、既存業者に対しても同様の指導を実施中。</li> </ul>
	ii) 夜間販売における販売責任者の配置（等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酒類販売管理者制度を補完し、その実効性を確保するため、夜間等、酒類販売管理者が不在の間のこれに代わる成人の責任者の指名・配置等について、事務運営指針を発遣（15年7月1日）し、新規免許の付与時や酒類販売管理研修で指導中のほか、コンビニエンスストア等夜間未成年者の利用が多い販売場における未成年者飲酒防止のための効果的な対策の検討及び実施について、事務運営指針を発遣（15年11月7日）し、指導中。</li> </ul>
	c) 地域の特殊性を踏まえた管理方法としての自治体による酒類の自動販売機の設置禁止や出店制限区域指定等が可能となるような措置の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酒類販売場等の申請場所への設置が、法令又は地方自治体の条例の規定に違反しており、店舗の除却又は移転を命じられている場合は、経営の物的要素に欠陥があり、酒税法第10条第10号（経営の基礎薄弱）に該当する旨、法令解釈通達を改正し措置（15年9月1日適用）。</li> </ul>
	d) ガソリンスタンド等での酒類の販売制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガソリンスタンド、ドライブイン等車両を運転する者が利用する頻度の高い場所及びそれらに隣接する場所に所在する販売場に対し、①酒類の陳列場所やレジ等に「飲酒運転は法律で禁止されている」旨の啓発表示や店内放送の実施について、事務運営指針を発遣（15年7月1日）し指導中。また、②運転免許証による年齢確認についても、これらの措置とともに確実に実施するよう、再度、事務運営指針を発遣（15年11月7日）し、指導中。</li> </ul>
	e) 大学などの構内にある物販施設における20歳未満の者（未成年者）への販売の厳格な防止策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学構内及び大学に隣接する場所に所在する販売場に対し、①学生証等による年齢確認の実施、②レジ等への表示や店内放送により「未成年者飲酒防止」、「イッキ飲み防止」等の啓発の実施について、事務運営指針を発遣（15年7月1日）し指導中。また、特に、学生証による年齢確認を徹底するよう、再度、事務運営指針を発遣（15年11月7日）し、指導中。</li> </ul>
	2) 自動販売機の撤廃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標時期を明確にした従来型自動販売機の完全撤廃、改良型自動販売機への移行、そのための条件整備</li> <li>・より長期的には自動販売機のそのものを撤廃するアクションプログラムの策定</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税庁及び小売酒販組合中央会による「新たなアクションプログラム」の策定について、小売酒販組合中央会と検討中。</li> </ul>
	3) 酒類に関する研修の実施	<p>【酒類販売管理研修】の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・酒類業組合法への酒類販売管理者の選任・研修受講義務の創設を受け、小売酒販組合（連合会、単体組合）その他の団体を申請に基づき「研修実施団体」に指定（16年2月末現在で433団体）し、これまでに約10万人の酒類販売管理者が研修を受講、酒類の商品特性や関係法令、商品知識等を学習。</li> <li>・研修用テキスト及び研修方法については、国税庁その他関係省庁、（社）アルコール健康医学協会等の協力を得て、酒類総合研究所が策定。</li> </ul>
	4) リサイクル関連施策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リターナブル容器の回収マニュアルの作成や、酒類の売り場において「ビールびんなどのリターナブル容器を回収している」旨の表示を小売業者に指導するよう、事務運営指針を発遣（15年7月1日）し、指導中。</li> </ul>

「懇談会取りまとめ」における「今後必要な手当て等」への対応状況

今後必要な手当て等（項目）	（取りまとめ本文）	対応
<p>5 販売管理等の観点（8つの手当て）（続）</p> <p>⑤ 免許の人的要件の整備等</p> <p>⑥ 免許の目的の見直し等</p> <p>a（免許の目的の見直し）</p> <p>b（更新制の導入）</p> <p>c（条件規定の整備）</p> <p>⑦ 販売管理のモニタリング</p> <p>a 販売管理のモニタリング体制の整備</p> <p>b 販売量の最低基準の免許要件への追加</p> <p>⑧ 小売酒販組合の活性化・役割の発揮</p>	<p>・未成年者飲酒防止等の要請に配慮した資格要件（人的要件）の見直し</p> <p>【従来の人的要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・免許取消を受けたことのある者</li> <li>・申請前2年以内に滞納処分を受けたことのある者</li> <li>・申請前3年以内に酒税法等に違反し罰金刑に処せられた者</li> <li>・申請前3年以内に禁錮以上の刑を受けた者</li> </ul> <p>・適切な酒類の販売管理体制を求めため、その要請を踏まえた免許の目的の見直し</p> <p>・不適切な販売管理体制などによる販売を効率的・効果的に防止するための更新制の導入等</p> <p>・免許に条件を付すことができる場合の規定の整備</p> <p>・行政が地域毎の市場の動向、販売管理等の実態を把握し、これをモニタリングするための体制の整備</p> <p>・モニタリングは、酒類小売業としての適切性を判断するために効率的に行う必要があるが、人口基準の廃止により、酒類の販売量が極めて少ないと見込まれる者も多数免許申請をしてくると思われる。そこで、価格や売場などの市場環境が大きく変化している現状を踏まえ、当分の間の措置として、上記の要件等に販売量の最低基準等の要件を加えることが適当</p> <p>・未成年者の飲酒及び飲酒運転の防止、リサイクル社会への貢献などの社会的要請に対応するための実施主体としての小売酒販組合の活性化及び役割の発揮</p> <p>・なお、小売酒販組合未加入者に対しては、組合員外への事業を実施するなどの組合が中心となった取組みを推進することにより、組合への加入促進を図ることが効果的である</p>	<p>【人的要件】の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・酒税法第10条の免許拒否要件に、違法精神に欠ける者として、以下に掲げる法律に違反し罰金の刑に処せられた者を追加し、人的要件を強化（15年9月1日施行）。</li> </ul> <p>【追加した法律】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未成年者飲酒禁止法</li> <li>・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（未成年者に対する酒類の提供禁止に関する部分に際る）</li> <li>・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律</li> <li>・刑法（傷害、現場助勢、暴行、凶器準備集合及び結集、脅迫、背任）</li> <li>・暴力行為等処罰に関する法律</li> </ul> <p>・「免許の目的の見直し」については、まずは、酒類業組合法等の改正により「酒類販売管理者の選任・研修受講義務の創設」と「酒類の陳列場所における表示基準の創設」等の「販売方法」に係る事後的行為規制（基準）を整備し、違反者について命令・罰則を経て免許取消に至る経路を確保することで、適正な販売管理の確保に向け取組中。</p> <p>・更新制の導入については、まずは、酒類業組合法の規定に基づく「酒類の陳列場所における表示基準の創設」とこれに係る「命令規定」の整備、及び「酒類販売管理者の選任義務の創設」により、これらの命令・義務に違反した者について罰則を経て免許の取消に至る経路を確保することで、更新制と類似の機能を確保。</p> <p>・条件規定の整備については、まずは、「酒類販売管理者の選任義務規定」や「酒類の陳列場所における表示基準」等、酒類業組合法等における「事後的な行為基準」の制定により、免許付与に際しての条件と同様の法的効果を、新規の免許取得者のみならず既存業者にも及ぼすことで、適正な販売管理の確保に向け取組中。</p> <p>・15年7月、11月の2回に渡り事務運営指針を発遣し、以下の措置によりモニタリングを実施中。</p> <p>【具体的措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員による情報収集・個別現場指導</li> <li>・小売酒販組合等からの積極的な情報収集</li> <li>・警察当局及び公正取引委員会等との情報交換</li> <li>・酒類の販売管理状況等に関する報告書の提出指導</li> <li>・民間委託による販売場における表示等の状況調査</li> </ul> <p>・申請販売場における年間平均販売見込数量が当該申請販売場が所在する小売販売地域の平均的な小売販売数量の概ね10%以下である場合は、酒類販売の継続性及び「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」その他の法令遵守の可能性について、事業もくろみ書の内容及び申請者からの聴取等により確認するよう措置（15年9月1日適用）。</p> <p>・小売酒販組合との連携・協力関係を一層強化し、酒類小売業者の経営改善、公正な取引環境の整備、未成年者飲酒防止等の社会的要請に適切に対応するための事務運営指針等を発遣し、以下の措置を実施中。</p> <p>【具体的措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組合や業者からの「経営改善」、「公正取引」、「表示基準」等についての相談・連絡等に適切に対応するため、「酒類業連絡担当者」等を配置（15年11月7日付）</li> <li>・行政による支援策等を周知するとともに、小売業者の現状や経営改善への取組み状況等を聴取し、行政・組合一体となった今後の取組みについて議論するため、全署において組合との間の意見交換の機会を設置（15年11月7日付）</li> <li>・新規免許業者に対し、小売酒販組合の役割・活動の内容等について、酒類指導官、酒類業調整官を中心に周知・啓発（平成15年12月4日付）</li> </ul>
<p>6 酒類（小売）業の健全な発達のための取組み</p> <p>① 飲酒教育・啓発についての情報発信への助言</p> <p>② 未成年者飲酒防止対策についての指導・助言</p> <p>③ 活性化事業（酒類の販売技術・ノウハウの構築、情報ネットワーク化等）の推進</p> <p>④ 専門知識、販売サービスの研修</p>	<p>行政においては、酒類（小売）業の健全な発達及び活力ある專業活動のための取組みに対し、小売酒販組合、独立行政法人酒類総合研究所等と協力して、例えば、以下のサポートが求められる。</p>	<p>（再掲）・未成年者用パンフレット（未成年者飲酒防止）及び税務関係民間団体の研修会等用のパンフレット（適正飲酒、未成年者飲酒防止（保護者向け））を作成。また、（社）アルコール健康医学協会、酒類業界等作成の関係資料（適正飲酒、アルコール依存症、未成年者飲酒防止関係）の紹介用パンフレットの作成、保健所、学校、図書館、役場、警察署等への配付について検討中。</p> <p>・地方版「関係省庁等連絡協議会」の設置等、地方公共団体との連携協力の強化について、事務運営指針を発遣（15年7月1日）。</p> <p>・酒類小売業者に対しては、酒類販売管理研修において、「酒類と健康等」との関係について指導・啓発中。</p> <p>・中央省庁レベルのみならず、地方版「関係省庁等連絡協議会」の設置等、地方公共団体との連携協力の強化についても事務運営指針を発遣（15年7月1日）し、連携強化に取組中。</p> <p>・緊急措置法に基づく酒類小売業者の経営の改善、転廃業の円滑化を図るため、新たに経営改善計画を提出した中小酒類小売業者に対する政府系金融機関による低利融資制度（酒ローン）を創設することとしたほか、経営改善計画の円滑な実施のためのマニュアルの作成や専門家による研修会・個別相談会の実施、モデル事業の指定等、積極的な施策の実施を予定。</p> <p>・「IT研修会」の開催、「自己診断チェックシート」、「リーディングケース」の作成・提供等についても引き続き実施中。</p> <p>・酒類販売管理研修において、商品知識の向上に係る指導・啓発を実施中。</p>